

審 査 基 準

平成29年3月12日作成

法 令 名	道路交通法施行規則
根 拠 条 項	第30条の13第1項
処 分 の 概 要	運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法 令 の 定 め	道路交通法施行規則第30条の13第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準	
標 準 処 理 期 間	1日
申 請 先	申請書は、東部、中部又は西部の各地区運転免許センターの窓口 に提出してください。
問 い 合 わ せ 先	鳥取県警察本部交通部運転免許課
備 考	